主

原判決の中、被告人Aに関する部分を破棄する。

原告人Aを罰金一〇、〇〇〇円に処する。

右罰金を完納することができないときは、二〇〇円を一日に換算した期間、同被告人を労役場に留置する。

同被告人に対し、公職選挙法第二五二条第一項の五年間を二年間に短縮 する。

被告人Bの控訴を棄却する。

理 由

被告人両名の弁護人富山薫の控訴理由は、末尾に添付する控訴趣意書と題する書面に記載するとおりである。

しかし、被告人Aに対し、一、一五〇円の追徴を言渡した原判決の措置につき按ずるに、被告人Bは被告人Aから三、〇〇〇円を選挙運動の報酬等として供与を受けた翌日に、Cと共謀してD外一〇名に酒食の饗応をして合計約一、八五〇円を費削し残金は小銭にしてしまつたがそのまた翌々日に到り、母から借りた千円札とを合わせ右三、〇〇〇円相当額の金員を被告人Aに返戻したことが証拠上明らかであつて右三千円は供与をうけた金員とは全く別個のものであるとが証拠上明らかであつて右三千円は供与をうけた金員とは全く別個のものであるとが認められ〈要旨〉る。公職選挙法第二二四条前段によつて没収の対象となるのは、収受し又は交付を受けた利益そのものであく/要旨〉り、また、同条後段によるでは、できに自己の選挙運動の報酬等として供与された金員と同額のものを供与る被告人Aに返戻したとしても、その返戻された金貝たるや、被告人Bが収受した利益そのものではない。

だから、その返戻された金員の全部または一部を没収する理あることなく、従つて、没収に代わる価額の追徴を被告人Aに対して言渡すわけにはいかないのである。しかるに、原判決は右のごとく被告人Aに返戻された三、〇〇〇円の中から、被告人Bが費消した一、八五〇円を控除した残額たる一、一五〇円を被告人Aから追徴する旨の言渡をしたのであつて、これは追徴すべきものではないのに、これをした違法を敢てしたものといわなくてはならない。従つて、この点に関する論旨第二点は理由あるに帰し、原判決中被告人Aに関する部分は、とうてい破棄を免れない。それで、刑訴法第三九七条第一項に則つて、これを破棄し、同法第四〇〇条但書に投って更に判決する。

すなわち、被告人Aに対して原判決の認定した事実を法律に照らすと、同被告人の所為は公職選挙法第二二一条第一項第一号に該当するので、所定刑中罰金刑を選択し、その所定額の範囲内において同被告人を罰金一〇、〇〇〇円に処すべく、右罰金を完納することができないときは刑法第一八条第一項に従い、二〇〇円を一日に換算した期間、同被告人を労役場に留置すべく、なお、公職選挙法第二五二条第三項を適用し、情状に因り同条第一項の五年の期間を二年に短縮する言渡をすべき

ものとする。 よつて主文のごとく判決する。 (裁判長判事 中野保雄 判事 尾後貫荘太郎 判事 堀真道)